

議案第20号

琴浦町営斎場条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町営斎場条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年3月4日 提出

琴浦町長 小松弘明

令和2年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和

令和2年琴浦町条例第 号

琴浦町営斎場条例の一部を改正する条例

琴浦町営斎場条例(平成16年琴浦町条例第135号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後			改正前			
別表(第9条関係)			別表(第9条関係)			
区分	琴浦町民(中部圏域内住民)	圏域外住民	区分	琴浦町民	圏域内住民(琴浦町民を除く。)	圏域外住民
大人(12歳以上)1体につき	12,200円	<u>49,900円</u>	大人(12歳以上)1体につき	8,000円	12,000円	<u>40,000円</u>
小人(12歳未満)1体につき	8,100円	<u>30,600円</u>	小人(12歳未満)1体につき	5,000円	8,000円	<u>25,000円</u>
死胎、改葬、生体分離肢体等1体につき	5,100円	<u>22,400円</u>	死胎、改葬、生体分離肢体等1体につき	3,000円	5,000円	<u>8,000円</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に斎場の使用を申請した者について適用し、同日前に斎場の使用を申請した者については、なお従前の例による。